

宇和島市地域エネルギービジョン策定業務に係るプロポーザル 質問及び回答

※同趣旨の質問はまとめて回答いたします。

番号	項目	質問	回答
1	実施要領 4. 参加資格 (5)	同種業務の履行実績「エネルギービジョン策定業務」とありますが、地方公共団体が発注する「再生可能エネルギー導入目標計画」や「二酸化炭素排出ゼロに向けたロードマップ策定業務」等もこれにあたりますでしょうか。	該当いたしません。
		同種業務の履行実績の定義について、過去5年間での国又は地方公共団体等が発注する「エネルギービジョンの策定業務」とありますが、現況整理・分析、再エネポテンシャル把握、将来推計、GHG 推計・削減目標設定・シナリオ検討、取組・ロードマップ策定といった本業務と同種の項目を実施していれば、「環境基本計画策定業務」や「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」等であっても同種業務として取り扱ってよろしいでしょうか。	
		環境基本計画策定、地球温暖化対策実行計画策定にエネルギービジョン策定が内包された実績でも同種と理解してよろしいか。	
		過去5年とは、令和3年8月～令和8年7月に完了した業務と理解すればよろしいか。	
2	実施要領 6. 参加手続 (5)	プレゼンテーションの実施方法について	WEB 会議システムを併用しての実施は予定しておりません。

		プレゼンテーションについて、対面方式に加えて Web 会議システムを併用した参加は可能でしょうか。 また、提案者側の参加人数に上限が設けられている場合は、その人数についてご教示ください。	提案者側の参加人数に上限は設けておりませんが、1 事業者あたり 2 名程度を想定しております。
3	仕様書 2. 業務の目的	「既存の地域エネルギービジョンを現状の課題や将来の展望を踏まえて改定することを目的とする」とありますが、既存のエネルギービジョンを現時点で閲覧することは可能でしょうか。	閲覧は可能です。PDF 形式での提供も可能です。
		「既存の地域エネルギービジョン」という表現がございまして、ホームページ等では閲覧出来ない状況ですが、これは担当部署窓口で拝見出来るものでしょうか。	
		「既存の地域エネルギービジョン」とありますが、こちらは平成 18 年に策定された「宇和島市地域新エネルギービジョン」を指しているという理解でよろしいでしょうか。 また、当該ビジョンについて、現在非公開のように見受けられますが、ご提供いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 PDF 形式での提供は可能です。
4	仕様書 5. スケジュール（目安）	時期「令和 8 年 8 月」の項目にある「地域概況調査、環境現況調査」は、特記仕様書の「1. 業務内容」の（1）から（8）のどれに該当するかご教示ください。	（1）から（3）を想定しております。

5	仕様書 5. スケジュール（目安）及び 特記仕様書 3. 委員会資料作成及び運営等	「庁内策定委員会」については、受託事業者の参加を想定していないという理解でよろしいでしょうか。 また、「策定委員会」については、スケジュール（目安）内では、4か所記載が見受けられますが、5回目は「環境審議会」が該当するという理解でよろしいでしょうか。	「庁内策定委員会」と「環境審議会」への受託事業者の参加を想定しております。受託事業者が参加する策定委員会は4回、環境審議会は1回を想定しております。
		策定委員会の開催回数について仕様書1ページ「5. スケジュール（目安）」においては、策定委員会の開催回数が4回記載されています。 一方、特記仕様書5ページ「3. 委員会資料作成及び運営等」では、「受託事業者は、策定委員会5回の出席とする。」と記載されており、開催回数に相違が見受けられます。 つきましては、策定委員会の開催回数について、4回と5回のいずれが正しいのかご教示ください。 また、開催回数が5回である場合は、仕様書1ページの「5. スケジュール（目安）」において想定されている追加1回分の開催時期及び位置付けについても併せてご教示ください。	
		①の表内に4箇所記載の「策定委員会」それぞれは、②に記載されている「計画策定のための庁内策定委員会」と「市の諮問機関である策定委員会」のどれに該当しますでしょうか、もしくは合同開催と理解してよろしかったでしょうか。	ご指摘の①の「策定委員会」は②に記載されている「計画策定のための庁内策定委員会」に該当します。

6	仕様書 7. 実施上の注意 (1)	「業務責任者は同種業務の受託経験のある技術者であること」とありますが、担当技術者での受託経験があれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 7. 実施上の注意 (6)	①業務の着手時の提出書類について、照査技術者の通知が必要と記載がありますが、照査技術者の設定は必須でしょうか。	設定は任意ですが、設定した場合は通知してください。
8	仕様書 7. 実施上の注意 及び 様式6	配置技術者について 仕様書において、配置技術者については「管理技術者」「照査技術者」「担当技術者」及び「業務責任者」を配置する旨が記載されています。一方で、【様式6】業務執行体制における配置予定担当者の区分は「主担当」「担当」のみとなっており、仕様書に記載の技術者区分との対応関係が不明確です。 つきましては、【様式6】における「主担当」「担当」が、仕様書に記載されている「管理技術者」「照査技術者」「担当技術者」「業務責任者」のいずれに該当するのか、ご教示ください。 また、管理技術者と業務責任者の兼務は可能についても併せてご教示ください。	「管理技術者」「照査技術者」とも配置は必須ではありませんが、配置した場合には評価の対象といたします。 【様式6】の「主担当」欄には「業務責任者」を記載してください。 「業務責任者」と「管理技術者」の兼務は可能ですが、兼務しない場合は、他の技術者を含めて「担当」欄に記載してください。
9	特記仕様書 1. 業務内容 (3)	「再エネ導入状況とこれまでの取組」については、公開されているデータのほかに、市より提供可能なデータはございますでしょうか。	以下の資料が提供可能です。 ・「吉田町新エネルギービジョン」 (H16. 2月) ・「津島町新エネルギービジョン」 (H16. 2月)

			・「バイオマス等エネルギー調査」(H20. 3月) ・「緑の分権改革クリーンエネルギー調査」(H23. 2月) ・「宇和島市公共建築物木材利用促進方針」(H24. 3月) ・「宇和島市公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針」(H27. 3月)
10	特記仕様書 2. 市民、事業者等の意識調査	見積書を作成する上で必要となるため、アンケート調査に係る以下の項目における役割をご教示願います。 ・アンケート調査票の印刷 ・アンケート調査票の発送及び返送 ・アンケート調査票の発送用及び返送用封筒の準備 ・アンケート調査票の封緘	全て受託事業者の役割となります。
11	特記仕様書 3. 委員会資料作成及び運営等	受託事業者は、策定委員会 5 回の出席とするとありますが、P.1 のスケジュールには、策定委員会 4 回、環境審議会 1 回を開催することとなっています。策定委員会 4 回、環境審議会 1 回の計 5 回の出席という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
		「3. 委員会資料作成および運営等」で使用する資料は、資料配布（紙資料として配布）するか、電子配布するのをご教示ください。紙資料を配布する場合は、資料の印刷は受託事業者が対応するのをご教示ください。また、受託事業者が資料の印刷を行う場合、「策定委員会」および「環境審議会」それぞれ参加人	策定委員会は電子配布を想定しておりますが、環境審議会には紙配布を想定しており、20 部程度のご準備を受託者にお願いする予定です。

		数（紙資料は配布する人数）の目安をご教示ください。 委員会委員への謝金・交通費は受託者から支払うことになるでしょうか。その場合、謝金支払い対象の委員人数をご教示ください。 策定委員会の開催にあたって必要な会議費として、委員の旅費、謝金や場所（会議室）等は、委託費で見込んだ方が良いでしょうか。	委員会委員への謝金・交通費は市が負担します。会議場所は市役所内を想定しております。
12	別表 評価基準 調査・分析	現行のビジョン現状分析・課題抽出として、「現行ビジョンの現状と課題について把握するための分析手法は的確か」との評価基準を設けられていますが、「現行ビジョン」とは、過去に策定されたビジョン（宇和島市地域新エネルギービジョン策定調査報告書）のことでしょうか。その場合、当該資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。PDF 形式での提供は可能です。
13	全体	本事業は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用して推進されますが、ご提出された補助申請書を閲覧することは可能でしょうか。また、閲覧方法をご教示願います。	補助申請書は閲覧いただけません。本事業の実施に必要な事項については、仕様書にお示ししているとおります。

令和 8 年 7 月 7 日
市民環境部 生活環境課